

平成26年3月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月4日

○出席議員 17人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
5番 渡辺玄正君	6番 根本讓君	7番 佐藤啓史君
8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君	10番 吉野修文君
11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君	13番 土屋元君
14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君	16番 丸昭君
17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君	

○欠席議員 1人

4番 藤本治君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 西川一男君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
会計課長 岩瀬義博君	教育課長 軽込貫一君
社会教育課長 菅根光弘君	水道課業務係長 渡邊弘則君
水道課施設係長 瀧川正和君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君 議事係長 屋代浩君

議事日程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

平成26年3月4日（火） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） おはようございます。議長のお許しをいただきました。平成26年3月議会、一般質問初日、トップを務めます、佐藤でございます。

房総の春を告げるかつうらビッグひな祭りも昨日をもちまして閉幕いたしました。終盤、寒い日あるいは雨が降ったり、また過日の大雪の影響等もありまして、多少、人の入りも昨年に比べ苦戦したようにも聞いておりますが、実行委員会の皆様はじめ関係者の皆様方の日夜ご努力により、無事終わったことに対して敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、今回は、通告しました一つの大きなテーマ、「市」民の「役」に立つ「所」について質問いたします。

私は、行政は究極のサービス産業であると思っています。そして、そこで働く職員は最高のサービスマン、サービスウーマンでなければならないと考えています。なぜならば、職員の皆さんの給料は市民の皆さんからの税金であるからです。それは我々市議会議員にも言えることであり、私たちは常に市民福祉の向上とまちづくりの発展のために研さんを積み活動しなければなりません。市役所とは、その名の通り、「市」民の「役」に立つ「所」であると考えます。そこで、市役所が「市」民の「役」に立つ「所」であるべきために、2点お聞きいたします。

1点目は、市役所の職員についてお聞きします。市役所で働く職員は公務員と呼ばれています。公務員は、日本国憲法第15条第2項に基づき、国民全体への奉仕者であって、一部への奉仕者ではないとされています。おな、日本国憲法第15条第1項では「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定されており、これは「あらゆる公務員の終局的任免権」が国民にあるという国民主権の原理を表明したものであると言われております。また、日本国憲法第99条に基づき、公務員は「憲法を尊重し擁護する義務」を負うと明記されており、公務員であることゆえの義務や、国家公務員法第102条、地方公務員法第37条に基づくストライキの禁止など、労働基本権に関する制限や、国家公務員法第75条第1項、地方公務員

法第27条第2項に基づく身分保障に関する権利など、公務員であることゆえの権利があります。また、厳密に言えば、職業や職種ではなく、公務員という地位であって、職業や職種で言えば、公務員としての警察官であったり、教員や医師であったりするわけであります。

近年、地方分権や地域主権という言葉が叫ばれるようになりました。1995年発足の地方分権推進委員会、2000年の地方分権一括法の施行、2001年から2004年の地方分権改革推進会議、2004年から2006年にかけての三位一体の改革、2007年から2011年にかけての地方分権改革推進委員会と続いてきた一連の分権改革の動きは、分権時代の到来を印象づけています。というよりも、分権改革続行の時代になっているとも言われています。

地方分権の狙いはどこにあるのでしょうか。東京大学名誉教授である大森彌教授の言によれば、分権改革の狙いは、自治体が住民主導の個性的で総合的な行政を実現していくことにあるとし、今まで国のほうを見ていた視線を、まずは地域住民に向け、その要望と批判に鋭敏かつ誠実に応答する体制を確立していくことが重要であるとしています。これまでのような中央集権的な体制は、国の考えに従って済むため、自治体の職員の仕事はある意味楽であったかもしれませぬ。しかし地方分権となると、職員はみずから考え、企画立案し、執行し、その結果に対して責任をとらなければなりません。

先ほども申し上げましたが、公務員は全体の奉仕者であります。勝浦市役所の職員で言えば、勝浦市全体の奉仕者であるべきであります。そのためには、市民にとって、納税者にとって、最高のサービスマン、サービスウーマンでなければいけません。市民の立場からすると、市役所職員は行政のプロフェッショナルであり、何でも知っている、何でもできる、何を聞いても答えてくれるというふうと考えられています。そのことは職員からすれば誇るべきことであり、また、そのように思われるためにふだんから仕事に従事しなければなりません。しかしながら、総務、財政、福祉、税務、土木、農林水産等々、すべての分野に対して精通するためには相当の努力が必要であると思われまじし、精通できるものとは考えられませぬ。そうであるならば、一つの分野に精通した、一つの分野に特化したプロフェッショナルというべき職員となることが重要であると考えまじし。言いかえれば、専門的な知識と専門的な技能を身につけたプロフェッショナルの行政マンと言えらると思ひまじし。そこで、この職員の専門化についてお聞きまじし。職員の専門化は、市民サービスや行政サービスが今まで以上に向上すると思われまじし、市の見解をお伺ひいたしまじし。

2点目に、人事異動についてお聞きまじし。一般の会社で人事異動と言へば、本社から支店への転勤であったり、昇格や降格であったり、同じセクション内での異動が一般的で、経理の人間が営業になるようなセクション間における異動は余りなじみありません。しかしながら、市役所においては、課から課への異動が当たり前のことであります。それは職員の能力や人間性、もちろん本人の意向も少しは反映されているものと思ひまじし、一般行政職の職員としてはオールマイティーに業務をこなせることも必要かもしれませぬ。また、特に若い職員にとっては、多くの経験を積むためには必要なことかもしれませぬ。しかしながら職員の専門化という視点で考えた場合に、人事異動というものが本当に必要なことなのか、議員の一人として考えているものであります。そこで人事異動について、人事異動を行うことの目的は何か、率直にお聞きまじし。

3点目に、若手職員の育成についてお聞きまじし。勝浦市の10年後、20年後、30年後を見据

えた若手職員の育成は重要であると考えます。将来の勝浦市役所を背負って立つのは20代、30代の若い職員であり、将来の課長、係長の後継者育成は、児童・生徒への指導を行う教育現場同様に、仕事をしながら職員を育成していくことが重要となります。そこで、これまでの若手職員の育成の取り組みと、今後の考え方についてご見解を伺います。

4点目には、職員提案制度についてお聞きいたします。業務の効率化、何よりも職員の仕事に対する意識啓発のための職員提案制度について、市の見解をお伺いいたします。

次に、2点目として、移動市役所についてお聞きします。移動市役所の事務取扱数は、平成22年度で2,576件、平成23年度で2,519件、平成24年度で2,925件となっています。平成26年度にはデマンド交通が導入されますが、市民の高齢化や交通弱者のためには必要な事業と考えております。私は移動市役所事業そのものが「市」民の「役」に立つ「所」としての最たるものと考えていますが、移動市役所の目的と必要性について、ご見解を伺います。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの佐藤議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

初めに、市役所職員についてのご質問に対してお答え申し上げます。

1点目の職員の専門化についてでございますけれども、例えば保健・介護であるとか、建築・土木など高度な専門性や資格を必要とする職種につきましては、専門職の採用に努めております。また、これ以外の分野におきましても、行政全般にわたるニーズは多様化しておりまして、求められる専門性も高くなっております。そのため、千葉県自治研修センターや夷隅郡市広域市町村圏事務組合の各種研修会に積極的に受講させ、職員の専門的知識の習得や資質の向上といった職員のスキルアップに努めておるところでございます。また、同時に国や民間等の人材を活用し、そのノウハウや技術を行政に生かすための任期付職員の採用や、都市住民の視点を活かした地域おこし協力隊隊員を採用し、多様化・高度化している行政ニーズに対応しております。

2点目の人事異動の目的でございますけれども、長期間同一業務に従事することによるマンネリ化の防止であるとか、組織を運営するための後進の育成や、バランスのとれた職員配置、さらには縦割りの弊害を防ぐため、特定の分野だけではなく、複数の分野における一定の知識や技能を持つ人材を育成することを目的に、定期的に人事異動を行っております。なお、人事異動に際しましては、係長以下の一定職員を対象に、自己申告制度を実施し、異動希望や異動先の有無等の意向調査を行い、これを参考に行っております。

3点目の若手職員の育成についてでありますけれども、先ほど申し上げました各種研修会に積極的に受講させ、業務に関連する知識を習得させるとともに、人事異動を通じて複数の分野における一定の知識や技能を身につけさせるといったスキルアップに努めております。今後は、業務における県との連携強化はもとより、職員の資質の向上、さらには、これからの本市の行政運営を見据えた職員育成の観点から、県への職員派遣を行ってまいります。

4点目の職員提案制度についてでありますけれども、職員の創意工夫を奨励し、業務の改善及び能率向上等を目的に、昭和42年から実施しておりますが、平成18年4月から提案箱の設置に加え、グループウェアの電子メールによる提案ができるように改善いたしました。最近提案され、その後実施した主なものを申し上げますと、平成19年度における迷惑メール撃退方法、平成20年度にお

ける市役所内のごみの減量化対策、平成21年度におけます学校の校庭及び保育所園庭の芝生化がありました。平成22年度から現在まで提案がありませんので、特定のテーマを定め、それに対する提案を募るなどの改善を行い、職員提案制度が活性化するように努めてまいりたいと考えております。

次に、移動市役所の目的と必要性についてのご質問でございますけれども、移動市役所は、かつての支所の廃止等により、本庁より遠隔の地域住民の利便性を考慮して、自動車で定期的に各地域を巡回し、事務を処理することにより、住民サービスの向上を図ることを目的に、昭和44年1月より運用しております。主な業務につきましては、各種証明書の交付や申請受付、税や手数料等の収納事務などを取り扱っておりますが、デマンド交通の導入にかかわらず、引き続き移動市役所を継続してまいります。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 市長からご答弁をいただきましたので、それに対しまして再質問させていただきます。

初めに、順番逆になるんですが、移動市役所のほうから先にお聞きしたいと思います。昭和44年1月から運用されているこの移動市役所制度ですが、私は住民にとって、これこそ市民の役に立つ事業だと思っておるのですが、例規集の中で、移動市役所の条例、規則等々調べてみたのですが、一つもありませんでした。所管は、私のほうでは窓口業務が置かれている市民課のほうか所管事業というふうに思っておるのですが、この移動市役所について、現在、取り扱い、あるいは運用の規定なり要綱なりというものがあるのであればご説明いただきたいですし、もしないのであれば、今後整備することが必要になると思うのですが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。移動市役所の事務取扱に関します規定等は現在ございません。議員ご指摘のとおり、その必要性は感じているところでございまして、今後その規定の整備につきましては検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 移動市役所についてお聞きしているわけですが、私も実は移動市役所を利用したことは一度もありませんで、また、実はなかなかなじみのないものだと思うのですが、先ほども申し上げましたとおり、24年度、23年度、22年度の決算資料の中で事務の取り扱いの件数が出ております。特に24年度に関しては2,925件の事務取扱を行っておりまして、断トツに多いのは福祉課で1,022件、次に多いのが清掃センター、それから市民課という形で取り扱いの事務数があるんですが、例えば福祉課であったら入湯券の関係かなとか、市民課であれば各種の証明関係かなというふうに想像できるんですけども、この移動市役所の事務取扱に関して、主にこういったものが多くて、こういうものでやっていますというものがあれば、ご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。移動市役所の業務につきまして、年間を通して取り扱いの多い主な事務につきましては、税関係や保険料、また水道料金、くみ取り証紙の売

りさばき等の収納業務、それから各課への提出書類等の取り次ぎ事務でございます。また、定期的なものとしたしましては、福祉課担当の入湯券の申請・交付、生活環境課担当の交通災害共済の加入手続でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） ありがとうございます。また、現在9カ所に移動市役所の車両がとまってやっているんですけども、地域的に見ると、例えば上野ですとか総野のほうに行きますと、農業委員会の関係の取り扱いがあつたり、地域的にも、この地域ではこういったものを取り扱っているよと。決算資料の表を見ると確認できるんですけども、できれば、この9カ所というものは、大体、昔あった12小学校区の中で行われているんですけども、もう少し、例えば何カ所か増やしてあげたりとか、豊浜地区はないんですけども、勝浦図書館にあるんですけども、豊浜地区にも1カ所とか、総野の地区でももう一カ所とか、上野の地区でももう一カ所という形で、きめ細やかな部分ができないものかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。現在9カ所を巡回しておりますが、市民からの要望や行政課題、それから地理的条件等も踏まえまして、滞在時間等も含め、検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） ありがとうございます。先ほども申し上げたんですが、今度デマンドタクシーが始まります。多少私は影響あるのかなと思っているんですけども、逆に、デマンドタクシーを使うことは、急ぎの場合はデマンドタクシーが必要です。でも、そうでない場合は移動市役所を利用しますよという形で、逆にデマンドタクシーを利用する人が増えて移動市役所が減るということは、デマンドタクシー導入の意義がそこにあるのかなとも思うのです。別にデマンドタクシーがいいとか悪いとか、移動市役所がいいとか悪いということではなくて、先ほども言ったとおり、市長の答弁にもありましたけど、この事業については引き続き続けていくということで、勝浦市が誇るべき、市民の役に立つ事業だと思います。

それで、1点。車両が巡回しているんですけども、巡回しているだけで、逆にもったいないなど。事務の取り扱いだけではなくて、もっと何かほかにも一緒にできるのではないかとしたりもしますし、逆に、車両に広告看板を載せて広告費を取って、その料金で事業を行うとか、そういったことも今後考えてもいいのではないかとと思うのですが、それについてご答弁をいただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。先ほどの巡回場所の件と、議員からもご意見いただいたとおり、それらも踏まえて検討してみたいと思います。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） そうしましたら、またいろいろ検討する中で、いい方向にしていだけたらと思います。

次に、職員についてお聞きします。戦国大名の武田信玄公は言いました。人は城、人は石垣、人は堀、情は味方、あだは敵なりと。歴史好きな私にとっては、すぐ大河ドラマのようになってしまいうんですが、幾ら強固な城を築城して構えても、人の心が離れてしまつては治世はでき

ない。政を行っていくためには、やはり人の心、人が大切なんだということの例えだと思いません。猿田信玄公で言えば、城を固めるのは市役所の職員がやっていくわけでありまして、武田信玄には武田二十四将と言われる家臣団がそばを固めて、武田信玄を盛り上げていった。今、大河ドラマでやっている「軍師官兵衛」も、黒田官兵衛の脇には黒田二十四騎と呼ばれる一騎当千の家臣団がそばを固めて、黒田官兵衛を守り立てていったということで。勝浦市の場合で言えば、16名の課長と、副市長、教育長を入れて18人の、猿田十八将と呼ばれる人たちが周りを固めて勝浦を盛り上げていっているわけですが、そのさらに下に職員が100人、200人という勝浦市を盛り上げているということだと思えます。勝浦市の市役所、市長は大きい方向性を出す。こうする。それについて実際に仕事をするのは職員であって、そういった上意下達、トップダウン、下からボトムアップ、いろいろありますけれども、職員が仕事をしやすい環境づくりをしていくことも大切なのかなと思えます。

よく、政治と、例えば映画とか料理が例えて言われるんですけども、映画で言えば、映画監督は猿田市長。スタッフは照明であったり、カメラマンであったり、メイクであったり、そういったスタッフが周りを固めて一つの作品をつくっているわけです。主演する主人公は市民であって。一流の監督が一流の俳優をそろえて映画づくりをすると、それはベネチアだったり、カンヌであったり、そういうところで賞をとるわけです。私は、猿田市長は一流の映画監督であって、それを支えるスタッフも一流の職員がそばで固めて、勝浦という映画をこれから作りあげていかなければいけないと思えますし、そのために職員の能力を発揮できるようなすばらしいものを勝浦市役所の中でつくっていくべきだという思いで今回の質問をさせていただいております。

それで、先ほど専門化についてお聞きしたんですが、特に職員の専門化と人事異動については一緒に質問をさせていただくんですが、お聞きする前の大前提として1つあるんです。それは絶対忘れてはいけないことは、勝浦に住んでいる住んでいないは別としても、勝浦市の市役所の職員が、まずは勝浦市を愛していなければいけない。勝浦市に、郷土に対して誇りを持っていなければいけない。ということは、勝浦市民、我々もそうですけれども、誰よりも勝浦市のことを知っていなければいけない。というのをまず大前提として、職員はふだんから仕事をしなければいけないという大前提のもとにこれから質問をさせていただきます。

先ほど言いましたけれども、プロフェッショナルといいますか、スペシャリストが今後この分権時代の中で求められてくると思うのですが、営利を追求する企業であればスペシャリストの集団でいいと思えます。このセクションはこのスペシャリスト、このセクションはこのスペシャリストでいいと思うのですが、自治体の場合は、スペシャリストがいて、その周りにゼネラリスト、何でもできる人たちが周りを固めていかなければ、市長は先ほどおっしゃったように市民の多様するニーズに応えることは逆にできないと思っております。私はスペシャリストだけをつくれということではなくて、スペシャリストがいて、そこの中にまたゼネラリストがいて、スペシャリストとして能力を発揮できる職員もいれば、ゼネラリスト、広く、浅く、いろいろなものを吸収して、その場で能力を発揮できる職員もいると思えます。そういったものは幹部職員の皆さんが、この職員はこうだということを見抜いて、適正な人事異動、適正な配置をしていく必要があるかと思えます。そういった意味で、幹部職員の皆さん方の、下の職員を育てる力、下の職員の能力を見抜いていく力というものが今後非常に必要になってくるという

ふうにご考慮しております。

そういう意味で、事務方のトップとして副市長にお聞きしたいんですけど、職員の配置、能力、人間性など、最終的に判断するのは市長、副市長ですけれども、職員の働きやすい環境づくりといいますか、職員の能力をどうやって見抜いていく、それは採用のときから始まると思うのですが、職員の働きやすい環境づくりをすることによって仕事に専念できることが、逆に市民にとってサービスの向上につながると思うのですが、そういう部分で、働きやすい職場の環境づくりについて、副市長からご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。職場の環境づくりというご質問ですけども、議員ご指摘のとおり、職場の雰囲気によって仕事あるいは人間関係からくるストレスがかなり軽減されると言われております。市といたしましては、それぞれの職場の環境改善につきまして、もちろん各課長の意見も伺っておりますし、また、職員組合等の話し合いの中でも、例えば健康面ですと衛生委員会を設置いたしまして、健康面、特に最近いろいろ問題になっていますメンタルヘルスの面とか、そういったものも話し合いを設けております。職場環境を改善するにはいろいろな方法があると思いますけども、ただ、限られた人員の中で最大限に職務を遂行するようになりますと、理想は、各課に課長がいて、係が3つあれば係長がいて、理想ですけども、その下に副主査、主任主事、主事、主事補と、ある程度の仕事に合いました職種を配置するのが一番妥当ではありますけども、なかなか人事の面ではそれがいかない面もあります。ただ、コミュニケーションをとることによって、それぞれの職員の気持ちをいろいろ把握しながら、明るい職場づくりにしていくことが最大限の努力をすべきものと。それによって、働きやすい職場ですと職員も仕事の能力も上がりますので、ひいては市民福祉の向上につながるかと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 私も自分で質問しておきながら、非常に難しい質問をしているなと思いつつ、副市長はご答弁いただきまして、さすがだな、やっぱり軍師関副市長ですね、というふうに思いました。

学校で言うと、自分たちもそうだったんですけど、例えば1学期ごとに席替えが行われたり、勉強するにも、たまにそういったリフレッシュというか、席替えをしたりとか、市役所の中で席替えをしろということではないですけど、そういったちょっとしたアクセントを入れてあげることによって、職員が働きやすかったり、気分がリフレッシュしたりというのもあったりするのかなと思います。そういう意味で、副市長もご答弁の中で言いましたけれども、働く環境づくり、職場が働きやすいことによって、職員が能力を発揮されて、それはひいては市民サービスにつながっていくと思います。

次にお聞きしますけれども、平成25年度の決算、今年度の9月議会中に行われた決算委員会において、私は職員の専門化という部分でお聞きさせていただきました。そのときに、先ほど市長からも答弁ありましたけれども、自己申告制という形をとっていると。職員の意向に沿った人事異動をなるべくしていくというご答弁もありましたし、先ほど市長からもそういうふうにお答えいただいたんですけども、自己申告制というものを私初めてこの間の答弁で聞きました。こういったものは毎年行われているものなのか、それとも今回初めて行ったものなのか、

また今後もずうっと行っていくものなのかについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。自己申告制度でございますけれども、ここ何年か毎年行っておりますし、今後ともそういうものを継続してやる必要があると思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 総務課長、ご答弁ありがとうございます。ここ数年ということですが、自分の申告に沿った異動をできた職員は、よーし頑張ろうというふうに思うのですが、そうならなかった職員ですね、何で俺ここなんだよと思う職員必ずいると思うのです。自分がその立場だったら、多分へこんじゃったりするのではないかと思うのです。そのときに大事だと思うのは、市長は組織のトップでずうっとやられたからご存じだと思いますけれども、君は何でこの課に行くのか、何で君はこの係に行くのか、君に期待していることはこういうことをしてもらいたいんだよという、多分辞令交付のときだと思うのですが、君は本当はここへ行きたいんだろうけれども、私は君にここに行ってこういったことをしてもらいたくて行ってもらうんだよというような、投げかけというか、それがプレッシャーに感じてしまう職員もいるかもしれないし、それを意に感じて、よーし、じゃ俺頑張ろうというふうになるかと思えます。その辺を見抜く力は市長、副市長の中で、この職員はプレッシャーに弱いのかな、この職員はプレッシャーをはねのけて頑張ってくれる職員かなというのを見抜く必要があるかと思うのですが、自己申告に沿わなかった職員に対してのフォローというものは大事なのかなと思うのですが、当然やられていると思いますので、次をお聞きします。市長へは最後にまた聞きますので。

続いて若手職員の育成についてお聞きします。先ほどご答弁ありました自治センターあるいは広域の組合等における研修が行われているということでありましたけれども、例規集を見ますと育成の部分がありまして、一般研修、特別研修、委託研修という形で3つの研修があります。この職員研修規程にある一般研修、特別研修、委託研修とありますが、どこがどう違って、どういったものなのか、この内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。例規集の中に勝浦市職員研修規程というものがございまして。この中に、大別しますと、一般研修、これは主に初任者であるとか、初級、中級と、ある意味ではクラスに昇格なり、初めて採用された職員について、これを一般研修というふうに扱っておりますけれども、そういうものにつきましては夷隅郡市広域市町村圏事務組合の研修において対応してございます。

もう一つの規程の中の特別研修、これは専門分野における研修を指しますので、千葉県自治研修センターで、いろいろ各種の研修を行っておりますが、例えば税務研修であるとか、農政研修であるとか、財政研修であるとか、そういう行政のいろいろなパーツパーツの部分の専門研修を行っておりますが、平成24年度で申し上げますと17の講座で総員延べ24名の職員が千葉県の自治研修センターで受講しておりますけれども、そういうもので対応しております。

最後、その他につきましては、平成24年度で申し上げますと、全職員向けに危機管理の研修、あるいはメンタルヘルスの研修、こういうものに取り組んでおります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 今、研修の内容についてご答弁をいただきました。研修に関してですけれども、例えば、研修とちょっと趣旨が違ってくるかもしれないですが、例えば市役所の職員だけの研修ではなくて、例えば月に1回、市が主催する、市民全体、当然そこに職員もいるんですけども、市民の皆さんも参加していいですよみたいな、そういった合同研修というんですね、勝浦市全体で、市民が参加して行うような研修、例えば地方自治について著明な大学の先生を呼んで、これからの自治体はこうなるんですよというような講演を開いていただいて、我々議員も参加していいのであれば参加させていただいて、職員の皆さんと、そして市民の皆さんも出ていただいて、一緒に合同的な研修はできないか。

これ、何でかという、先ほども言ったんですけど、市民の人たちからすると、議員の連中とか、職員の連中の、ある意味上から目線、下から目線の部分があって、あの人は逆に職員だから、敷居が高く感じられてしまったりするんですね。一つのを一緒に学ぶことによって、そういったハードルがなくなって、逆に職員にとっては、市民と一緒に研修を受けることによって新しいアイデアが見つかったり、新しい発見が出たり、市民からすると市役所職員の人たちってこういうふうを考えているんだね、こういうふうに行っているんだねというようなものができるのではないかと思います。例えば隣の文化会館ができた暁には、そういったものを定期的に市が行う合同研修みたいなものがないものかどうか。当然予算化は必要になってくると思うのですが、そういったものも今後取り入れてもいいのではないかと思います。それについてご答弁をいただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答えを申し上げます。職員のみならず市民あるいは議員さんを通じた研修というものはいかがかというお話なのでしょうけれども、予算化ということになりますと、当然公費を使うわけですから、その辺の公費の支出として妥当かどうかという部分を、今後そういうものも、行うべき研修の内容を見た上ででない、なかなか一般論では、ここでは、いいとか悪いとか言えないのではなかろうかと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） わかりました。それでは、次ですけれども、若手の職員といいますか、職員の人材育成という部分で、これから必要になってくると思うのですが、人材育成の基本方針みたいな、企業で言えば経営の方針が出て、それに沿ってこういったものが進んでいくというものがあるかと思うのですが、市のほうで、人材育成の基本方針あるいは指針みたいなものがあるかどうか。なければ今後そういったものも策定して行って、それを策定するのは、職員の中で、市長の求める職員像に沿って、市長の求める勝浦市の具体像といいますか、それに沿って、それについて取り組んでいくような職員像というものが必要になってくると思うのですが、そういったものも今後必要ではないかと思うのですが、これは後で市長にお聞きします。

先ほどお聞きするのを一つ忘れてしまったので、議長のほうでご了解いただければ質問を許していただきたいのですが、職員の人事異動の中で、特に課長から課長の引き継ぎ。実は私がこの質問をする一つのきっかけを前に思ったのは、議員になって、ある課長のところに行きました。これについてどうなっているのか、こういうものを教えていただきたいと言ったときに、実は異動して来たばかりでよくわからないと言われました。それは正直に言っていただいた

ことだと思っておりますが、それを聞いたときに、がっかりしたんですね。当時僕も議員になってすぐだったので、課長に聞けば何でも知っていると思って行ったら、異動して来たばかりで余りよくわからないので係長を呼びますと、係長に教えていただいたことがあったんです。そういったことは今の課長たちは絶対ないと思うのですけれども、そういうのも含めて、人事異動、課長が変わるときに、引き継ぎが必要になってくると思います、そういったことがないように。そういった部分での課長から課長に対する引き継ぎにおけるマニュアル等、こういうふうに行わなければいけないというものがあれば、議長のお許しをいただければお聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。事務の引き継ぎ、特に課長の関係の事務の引き継ぎはどうなっているのかというご質問でございますけれども、勝浦市職員服務規程というものがございまして。その第11条に事務引継の規定が定められておりまして、前任者から後任者に、この規程で定める事務引継書の書式が決まっておりますので、その書式に応じて引き継ぐことになっております。なお、引継書に記載すべき事項も定まっております、担当事務の経過及び現況、2つ目が特に注意を要する事項、3つ目が懸案事項、4つ目が将来の構想、5つ目がその他、参考に次の職員に申し送るべきこと、5項が定まっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） ご答弁をいただきまして安心しました。

次に人材育成についてですけれども、静岡県の藤枝市というところは、人材育成について非常に取り組んでいる市ですけれども、人材の「材」は、材木の「材」から財政の「財」というふうに捉えて育成をしているところがあります。これは後で総務課長に資料等お見せさせていただきますので、参考にいただければと思います。

続いて、職員の提案制度についてお聞きしたいと思います。先ほど市長からご答弁をいただいたんですが、テーマを絞って、例えば市の環境についてテーマを絞って提案を募集するか、一つのテーマを絞ってやるのはいいのかなと思いますし、今後、市役所職員にとっては、逆に言えば自分がやりたい、これをやったらどうなのかと、先ほど企画立案と言いましたけれども、勝浦市にとってこういうことをやったほうがいいのではないかと思ったことを、この提案制度を利用してできるかもしれないという部分で、私は非常に有効なことだと思いますし、先ほど何件か事例、公園の芝生化であるとか、お話ありましたけれども、昔は提案箱は、たしか2階か3階に置いてあったんですけれども、今はオンラインといいますか電子化でもできるというふうになっています。1人でなくても、連名でもあったり、例えば係であったり、できるようになっているということで、ただ、平成22年から今のところないということですが、そこまでの余裕がもしかしたらないのかもしれないですし、あってもなかなか、どうしようと思っているかもしれませんが。職員の提案制度についてですが、1つ事例を言いますと、千葉県の船橋市では、若手職員の発想や提案を形にする施策実現研修というものを行っています。多分これ、藤代市長のころだと思っておりますけれども、職員がプレゼンを行って、職員の中で採点をしてみたいという形で、市長が決裁をすれば、それを事業化できる、これを特に若手職員向けにやっているということなので、こういったものも今後必要になってくるのではないかと。現在、企画課で市民提案制度をやっているんですけど、それは市民団体の人たちが出て審査員の前で

プレゼンを行ってやるんですけど、職員の中でそういったプレゼンみたいなものを行って、職員の中で採点をして、これいいんじゃないのというようなことも今後やってもいいのかなど。もちろんそのためには今の仕事プラスアルファの部分が出てくるんですが、そういったものも今後取り組んでいったらどうかと思います。逆に、職員が提案するのを市民の人たちが採点するというのもいいのかなどと思いますし、そういったものも考えていただければということで、これも後で総務課長のほうに、また企画課長のほうにも資料としてお渡しさせていただきたいと思います。

では、最後、総括的になりますけれども、市長にお聞きしたいんですが、猿田丸船長として、また映画監督猿田監督がいるわけですが、これからの地方自治体間競争を生きていかなければいけないし、厳しい時代にあると思いますが、市長は、長年行政マンとして、そして官僚として、そして今、政治家猿田市長として、これからの自治体の職員に求められる職員像といえますか、職員はこうあるべきだ、そして市長にとって職員像があって、こうしてほしい、こういう職員を育てていきたいという思いを市長のほうから、非常に難しい質問かと思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） なかなか難しい質問でございますけれども、余り大上段に構えないで、我々公務員は市民サービスを最大限に発揮すべきということで、そういう使命があると思います。今、市役所の中でいろいろな意思決定なり情報公開、高度ないろいろなあれは、課長会というのがありまして、何となく事務連絡で終わっちゃうというのもあるんですけども、最近では、課長会でフルに、自分のところだけではなくて、一つのテーマとして、よその課の問題も結構課長方が発言しまして、今これは大体1回やっても1時間を超える課長会をやっております。私は非常に充実しているなと思っています。課長会で決まったことを、職員のそれぞれ担当のほうに流していくというふうになっております。そういう意味では一つの政策の活性化なり、コミュニケーションは十分図られているかなと思います。

うちの市役所の職員の仕事の内容も、ルーティーンな仕事と、場合によっては一つの政策的な、いわゆる先ほど言っている提案制度のようなものも含めてのセッション等、いろいろあるかと思いますが。少ない人数なので、日ごろのルーティーンに没頭されているというような課もありますし、そうでなくて、企画とか、そういうようなところについては施策的なものを仕事としてやっているというのがあります。

ただ、私は、職員の心の構えとしては、いつも何か新しいこと、自分がやっていることをもう一回振り返って、本当にこの今の市民の皆さん方が求めているので、こういうのでいいのだろうか、また、もっと仕事を効率よくできるのではないかとか、いつもそういう問題意識を持ってやってもらう。ルーティーンの仕事をしている職員であっても、そういう気持ちを持ってもらうというのが必要だろうと思います。

それから、先ほど出ている専門職、これはいろいろ今、任期付で新しい一級建築士も2名おりますし、介護・福祉等につきましても、そういう専門の職員がどんどん増えています。非常にいいことだと思います。こういうような専門的な職員がないと住民サービスにはどうしても耐えられない。こういうのがやはり必要だろうと思います。

それで、これからの研修は、先ほどいろいろ答弁の中でもお話しさせてもらいましたけれども、

いろいろな研修会とかあります。でもやはり、これからもう少し各論でじっくり力をつけてもらおうということで、今年4月から2名、県のほうに研修に出す予定にしております。1人は市町村課という、全体的な市町村行政の行財政企画を1年間じっくり勉強してもらう。もう一人は、これは県のほうからもぜひ一緒にやらないかというお話がありまして、企業誘致を勝浦でもやってみないだろうかということで、商工労働部の企業立地課へ2年、1名の職員を出して、今までは企業誘致をやる場合には、県のほうに、県は企業庁だとか、まちづくり公社とか、土地開発公社などいろいろありまして、うちの勝浦に企業誘致してくださいという願いをするというのが今までのスタイルですけれども、これが三、四年前からシステムを変えまして、企業庁も店じまいをします。どんどんそういうことで店じまいをするので、市と県が一緒に手を組んで企業誘致をやろうと。市町村のほうにもそれ相当の財政的な負担もお願いいたしますということで、これを企業立地課というのが中心になってやっていますので、これでうちのほうから1名、2年間研修に出すということをやっていきます。

こういう研修をやりますと、一緒に県の職員と対等に仕事をやります。1年間でものすごく力がつきます。私は昔からそういう経験をしていまして、私も市町村課長をやっていたから、研修に来る人がいますけれども、皆さん1年間やると、もう全然、自分が力をつけて、今54団体、県内の市町村、いつも彼らは財政から起債から、いろいろな企画から、一般的な自治法の解釈から、税から、こういうようなものを勉強しますから、ものすごく力がつきます。ということで、そういうような各論での研修をこれから進めていくのもいいだろうということで、この4月から2名、県のほうに派遣するというので、力をつけさせていきたいと思っております。

先ほどの職員の提案制度も、今お話ししましたように、自分の日ごろやっている仕事の足元を見ながら、でも何か変えることがいいだろう。でも、それには、ただ漠然とではなかなか難しいので、いろいろ勉強もしないとできないと思います。また、各都道府県のいろいろな事例を勉強しないと、そういうものがヒントになって、また新たな勝浦仕様で、勝浦の仕様に合った提案ができるだろうと思います。いずれにしても、人事制度、研修制度、こういうものを全体的に見ながら対応していくというのは必要だろうと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 市長からご答弁をいただきました。最後に、出る杭は打たれます。しかし出ない杭は腐ってしまいます。若手職員も大いに失敗をして、それを課長、係長はサポートして、そして成長させて、そして最後全員に言えることは、職員は一步外に出れば全員が市長の名代だ。幾ら若手職員だろうが、課長だろうが係長だろうが、出れば自分は市長の名代で行っているんだという思いを常に持って、猿田イズムを浸透して、勝浦市がよくなることを期待しまして、質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって佐藤啓史議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君）　続きまして、根本　譲議員の登壇を許します。根本　譲議員。

〔6番　根本　譲君登壇〕

○6番（根本　譲君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、消防団の処遇改善について質問をいたします。昨年の臨時国会で、「消防団を中核とした地域消防力の充実強化に関する法律」（消防団支援法）が成立しました。この法律のもと、消防団の処遇改善と装備の拡充が図られることになりました。この法案の成立のきっかけは、近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。私が言うまでもなく、消防団は消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織であり、すべての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などを支給されております。火災や災害発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる地域防災の要であります。特に東日本大震災では、団員みずからが被災者にもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮いたしました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命懸けの職務であることが全国に知られました。しかし、実態は非常に厳しいものであります。全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでおります。その背景には、高齢化に加えて、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減少の要因とされております。震災被災地のある消防団員は、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は本当に厳しいと、胸の内を明かしております。

こうした実態を受け、昨年12月に消防団を支援する「地域防災力充実強化法」（消防団支援法）が成立、施行されました。同法は、消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や、装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。具体的には、階級や在籍年数に応じて設けられる退職報償金は全階級で一律5万円を上乗せするほか、報酬・出動手当の引き上げについて各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴であります。さらに、自治体の職員の入団は、これまで自治体の裁量に委ねてきましたが、職務に支障のない限り認めるよう義務づけいたしました。また、団員の減少に歯どめをかけようと、全国の自治体では、高校生の一日体験入団や団員OBに再入団を促す事例も見受けられます。支援法の成立で消防団のあり方が見直され、各地域で防災力強化に向けた取り組みが一層進むことが期待されます。

そこでお聞きいたします。1、消防団の年額報酬や出動手当について交付税で処置されていると思うが、交付税単価は確保されているのか。2、全国的に団員数の減少が顕著になっているが、高校生への一日体験入団や団員OBの再入団を促すことはできないものなのか。3、消防団支援法の成立で消防団のあり方が見直され、地域防災力強化に向けた取り組みが一層進むことが期待されているが、勝浦市の考えをお聞かせください。

次に、キャリア教育について伺います。近年、小中学校で、経済の基本である「労働がお金（賃金）の源泉」ということから、積極的にキャリア教育に取り組むようになってきておりま

す。2006年に経済産業省が「社会人の基礎」として、1つ、前に踏み出す力、2つ、考え抜く力、3つ、チームで働く力、の3つの能力を社会に出るまでに身につけておこうと提唱しております。つまり、社会人になったとき、多種多様な考えを持った人とともに仕事をしていくために必要な力ということです。このために、学校では、職業人による実践的な授業・ワークショップや職場体験学習などの授業を行っております。勝浦市で実施されているキャリア教育の実態についてお聞かせください。

次に、ノロウイルス対策について伺います。一昨年初めて確認された変異ウイルス（ノロウイルス）が秋以降、各地に広がり猛威を奮っております。今年に入り、静岡県浜松市では1,000人を超える患者が出て、学校閉鎖となりました。平成24年度の食中毒発生状況によると、ノロウイルスによる中毒は、総事件数1,100件に対して416件、37.8%、総患者数2万6,699人に対して1万7,632人、66.0%となり、病原因物質的に見ると、事件数も患者数もともに第1位であります。そこで伺います。勝浦市のノロウイルス対策の実態はどうなっているのかお聞かせください。

以上で、登壇での質問は終わります。

○議長（岩瀬義信君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの根本 議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、消防団員の処遇改善について申し上げます。

1点目の普通交付税と消防団員の報酬及び出動手当との関連についてのご質問でございますけれども、普通交付税の算定に当たっては、消防団員の役職に応じた単価として、例えば一般団員については標準的な額として年額3万6,500円が示されております。これに対し実際の支給状況は、平成24年度における県内市町村の平均支給額は年額2万5,400円であり、本市の支給額は年額2万8,000円で、県内の平均より2,600円上回っております。

普通交付税の積算単価と報酬支給額が乖離している主な要因は、例えば本市の消防団員の定数は条例上423人ですが、平成25年度における普通交付税の積算上の消防団員数は155人でありますので、普通交付税の積算より2.7倍の消防団員を確保していることにあります。

また、各種出動手当につきましては、普通交付税の積算単価は7,000円でありますけれども、この単価をもとに、出動手当分として交付される普通交付税の見込額を本市の平成26年度予算案に計上した出動回数で割ると、1回当たりの出動手当は1,366円であります。これに対して本市の出動手当は県内市町村の平均額と同額の1回当たり1,900円であります。

2点目の、全国的な消防団員減少を踏まえた本市の対策についてであります。東日本大震災や近年の局地的な豪雨や台風等による災害が頻発し、首都直下地震などの巨大地震が予測されている中で、尊い市民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の担い手である消防団の重要性がますます増大しております。

その一方で、少子高齢化の進展や市外に勤務する方の増加など、本市消防団においても新入団員の確保に年々苦慮しているのが実態であります。その対策として、大規模災害時のみに限定した団員や、消防職・消防団OBによる団員、女性消防団員の活用、郵便局など特定の職員等による分団など、機能別の団員・分団に関連する先進事例を参考に、ただいま根本 議員よりご提案のありました対策も含め、平成26年度の新入団員確保の動向を見ながら、消防団役員と、その

対策を協議してまいりたいと考えます。

3点目の議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」、いわゆる「消防団支援法」の成立に伴う地域防災力強化への影響についてであります。この法律において、消防団員の確保、処遇の改善、装備や教育訓練の充実について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられました。また、これに関連して、国の平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算に消防団の装備及び教育訓練の充実関連の予算が拡充されました。今回の予算拡充以前の措置ではありますが、国の平成24年度から繰り越された予算を活用し、県内では、5台配備される救助資機材搭載型車両のうち1台が、3月中に勝浦市へ無償貸付される予定であります。また、平成26年4月から、消防団員の退職報償金が一律5万円引き上げられます。これに加えて、今回の国の予算拡充を活用しながら、装備の充実や団員確保などに取り組み、消防団を中核とした地域防災力の強化に努めてまいりたいと考えます。

次に、ノロウイルス対策の質問に対してお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、各地でノロウイルス等による感染性胃腸炎が発生し、学校での集団感染に至る例も報道されております。今年度、勝浦市内の小中学校におきましては、児童・生徒の感染報告はございますが、学級閉鎖に至るような集団感染は発生しておりません。学校では、感染性胃腸炎の集団感染防止対策といたしまして、朝の健康観察、給食当番の衛生観察、手洗い・うがいの励行、保健便りでの予防啓発等を行っております。また、嘔吐した場合の処理・対応につきましては、次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒し、処理したものはビニール袋に入れて密閉するなど、全職員で共通理解を図っております。感染性胃腸炎の児童・生徒が1人でも発生した場合は、即、学校から教育委員会及び夷隅健康福祉センターへ連絡することとなっております。これからも児童・生徒及び職員の健康管理に留意し、感染性胃腸炎の集団感染防止に取り組んでまいります。

次に、市役所内でのノロウイルス対策の対応についてお答えいたします。ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は1年を通して発生しますが、特に冬場に流行し、感染力が非常に強いのが特徴です。このため、患者が発生すると、学校等や集団生活を営んでいる現場では、人から人への感染を引き起こすおそれがございます。手洗いの徹底や、嘔吐物の適切な処理などが感染予防対策として重要となることから、市では既にホームページ上でこれらの情報を掲載するとともに、家庭内での感染防止のため、各世帯にパンフレットを配布し、注意喚起をしているところであります。今後も関係機関との情報共有や連携を図りながら、予防対策に努めてまいりたいと考えております。

以上で、根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長から答弁をいたさせます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの根本 譲議員の一般質問に対しお答えします。

キャリア教育についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、キャリア教育は児童・生徒一人一人に、望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、社会に適応したり、自分の能力を発揮できるよう、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成することを狙いとしております。各学校では、キャリア教育の全

体計画を立案し、すべての教育活動を通してキャリア教育の推進を行っております。また、勝浦市では、キャリア教育の一環として、小学校6年生では1日、中学校2年生では3日間、市役所、消防署、保育所、スーパーマーケットなどの市内事業所で職業体験学習を実施しているところでございます。今後も児童・生徒一人一人が将来社会人として自立していくために必要な意欲、態度や能力を身につけさせるため、学校、家庭、地域社会と連携を図り、キャリア教育をより一層推進してまいりたいと考えております。

以上で、根本 議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 譲君） 丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは2回目の質問に入らせていただきます。消防団支援法については大体わかったのですが、実は、千葉日報の2月20日付の新聞で、消防団が今、各市町村、欠員をしているということで、こういう記事が載っておりました。「新年度は企業経営者に対し、従業員の積極的な消防団活動への参加促進を呼びかけるとともに、消防団に参加するための休暇は出勤扱いとするなどの優遇措置を働きかける」ということであります。これは県がそういうふうに新聞の中でうたっているものでありますが、あくまでもこれは県の考えなのでしょうが、私は非常にいいことだなと。市として、例えばこの辺でありますと、ホテル三日月だとか、TOTOプラテクノだとか、そういったところに、当然消防団いらっしゃるかと思いますが、そういう企業に対しての働きかけなどはどうなのか、これをお聞きいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。消防団員確保のために市内事業所に対しての働きかけにつきましては、県も同じ歩調でございますし、市も同じ歩調で取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 譲君） わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、消防団の報酬について若干お聞かせください。実は、平成21年3月議会で、議案として勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてという議案が上がりました。これはここにいる方も承知していると思いますが、その中で、勝浦市消防団員の出勤手当について、近年における社会経済情勢の変化及び近隣市町村との手当の均衡を図るべく本条例の一部を改正しようとするものでありますという条文があります。内容は、それまで出勤手当について2,100円支払われていたものが、社会情勢、また近隣との兼ね合いも含めて1,900円になりました。これについて、その当時は各議員は、議案としてのっている手前、いろいろな質問はしましたけども、賛成という立場で可決したというように私は記憶しておりますのでありますが、この出勤手当に対しまして、今回ちょうど消防団支援法が成立した上で、私は、社会情勢、先ほど述べさせてもらいましたけども、消防団に対しての手当、もう少し何とかならないものなのか、このままでいきますと、じり貧で、だんだん団員は少なくなってくるのではなかろうか、もう少し手厚いものが必要ではないかと思って質問したわけでありまして、今回こういう機会をもって消防団の出勤手当を上乗せするという事は考えていないのかどうか、伺います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の法律、支援法の関係もでございますし、社会

情勢、それと近隣の状況も見ながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 譲君） 議案を見ますと、当時の藤平市長の答弁ですが、勝浦市は勝浦独自という、周りに左右されないということで、この法案はあくまでも勝浦だけの考えで、周りの市町村からどう影響は全くありませんと。ただ、広く検討する。出勤内容によって手当が低くなる、そういう特殊な点まで加味して考えている市町村もあるが、勝浦の場合はすべて200円下げましたけれども、すべての場合において1,900円の手当です。ですから火災予防の出勤においても同じであるし、あるいは、かつて誤報があった年度でございましたが、そういったときも手当として出しておりますと。ということで当時の藤平市長は1,900円から頑として動かなかったというのがあります。

確かに、各市町村では、出勤手当と夜の回りで差額が出ているところもあると伺っております。ところが勝浦は全部含めて1,900円ということでありますけれども、それ以前までは、社会情勢という形も含めて我々も納得したところがありますが、今回、東日本大震災を踏まえて、もう一度2,100円に戻すべきではないのかなと私は思うのでありますが、答弁は結構です。一応私の考えとして言わせていただきますので、検討をお願いいたします。消防団のほうは、これで結構です。ありがとうございます。

それでは、キャリア教育について、2回目の質問をいたします。現実を直視しながら学業に励んでいくことに意味があると思えますけれども、人生の早い段階から何らかの職場体験を行うことで、少なくとも、初めての就労の際、厳しい現実と直面して立ちすくむということだけは避けられると、キャリア教育に関しては思うわけであります。生徒の職場体験の前と後では、参加した生徒の意識はどのように変化したのか、伺います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。職場体験の前と後での生徒の意識の変化ということでございますが、職場体験を行ったことによりまして、働くことの意義、大切さ、人と人との接し方について、実際の体験から多くの生徒が学びとっております。また、仕事の大変さをも実感しているところでございます。さらに、挨拶だとか返事などは社会に出てからも本当に大切なものだと、そういうことを実感して、職場体験から多くの生徒が学びとっております。そして、将来的な視点から、職業選定の意識が一層高まっているというふうに感じております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 譲君） 勝浦市の場合、生徒の希望に沿って受け入れ先の会社に学校が交渉を行っていると思うのでありますが、生徒を受け入れる側、つまり会社としても、受け入れるときの負担感はどうお感じになりますか。中には、中学生の職場体験について専用の社内マニュアルを作成して、受け入れの負担軽減をしているところもあると聞いております。こういった対応はまだまだ珍しいと言えます。したがって、受け入れ先の開拓を学校サイドだけに任せておくのは適切ではないと思えます。未来を担う中学生のため、行政が一丸となって取り組むべきではないでしょうか。見解をお願いいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。学校で職場体験を実際に実施するに当たりまして、生徒の事前調査を行いまして、その調査をもとに受け入れ先事業所の検討を行っております。実際に事業所との交渉につきましては学校が行っているところでございますが、必要に応じまして学校から教育委員会へのお問い合わせもでございます。そういった場合に、教育委員会また学校が連携しまして、キャリア教育の推進活動を行えるよう取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 謙君） ありがとうございます。都市部の例ですが、生徒の親こそが戦力であると位置づけまして、受け入れ先の事業所の提供など、全学年の保護者を対象に呼びかけているところもあります。こういった取り組みもぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

そこで質問ですが、ここで大切なのが教師の指導力であります。中学生の先生方にキャリア教育に関する研修に積極的に参加してもらえないかどうか、伺います。学校における本格的なキャリア教育は、これまでの進路指導から、さらに一步踏み込んだ内容だと思っております。実際、歴史の浅い取り組みですので、学校の先生方としても対応が十分できないのが実情ではないかと思っております。特に中学校の先生方には、キャリア教育に関する研修会などへの積極的な参加を促したいと思っておりますが、いかがでありましょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。学校におきましては、校内のキャリア教育担当者というのがございまして、そういった職員が、千葉県総合教育センターで行われますキャリア教育を進める研修という研修会や、夷隅郡市進路指導連絡協議会というものがございまして、そういったところに参加し、研修後、校内に帰りまして、校内の研修に活かすようにしております。

また、新規採用教員につきましても、キャリア教育の研修が、新規採用教員の研修の中で実際に行われているところでございます。

また、来年度につきまして、予定なんですけど、本市の教職員の中から、1週間の長期にわたりまして開催されるキャリア教育中央研修会というものがございまして、そういったところに参加していただく計画も、26年度ございます。

それから、勝浦市教育研究集会、それから夷隅郡市研究集会の進路指導部会がございまして、そういった部会の中でキャリア教育の研修を行いまして、多くの先生方が研修を積んでいるところでございます。特に、勝浦市教育研究集会の進路指導部会におきましては、3年間を見通したキャリア教育の手だてというものをテーマにいたしまして、現在、キャリア教育の推進に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 謙君） ありがとうございます。キャリア教育、非常にすばらしい答弁をいただきました。今後とも子どもたちのために、なお一層充実したキャリア教育をお願いしたいと思います。

次に、ノロウイルスについて質問をさせていただきます。答弁の中でありました、回覧チラシ等で、またインターネットのホームページ等で周知徹底を図っているということでもあります。それは私も回覧で見ましたし、ホームページを開ければ載っているというのは承知しておりま

すが、それでもノロウイルスに対しての勝浦市民の対策、対応は、あくまでもテレビのニュースでしかなかなか周知はできていないのではなかろうかと。予防に関してはまだまだ浅い点がございます。

これについて私は、もう一步踏み込んで、広報、防災勝浦で放送したほうがいいのではなかろうかと。ノロウイルスとなると、従来、大体年末までがピークを迎えて、年明けると大体インフルエンザに変わってくるんですね。ところが、今年に関しては1月下旬までノロウイルスが非常にはやったということでもありますので、今後ノロウイルスがどう変化、どう長期になっていくかは私にもわからないところでもあります。ただ、市民に対してのノロウイルスの周知徹底は、回覧チラシ、またホームページばかりではなくて、防災勝浦の広報無線によってもう一度周知していただけないか、その点についてお聞きいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。広報無線による周知ということでございますが、今後、広報の内容、また広報の時期、タイミングなどいろいろございますので、夷隅保健所とまた協議の上、必要に応じて実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○6番（根本 譲君） 非常に前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

今度は学校給食に関して伺います。食品取扱者の衛生管理で注意すべきことについて伺います。二次汚染を防止するために、食品取扱者は日ごろから自分自身の健康状態を把握して、下痢、嘔吐、風邪のような症状がある場合、施設長にその旨を伝えているのかどうか。また、その対応はどのようなものなのか、伺います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。食品の取扱者につきまして、始業前の健康観察を行いまして、健康管理簿に記入するとともに、その報告を行っていただいております。また、体調不良の調理従業者につきましては、直接食品に触れる作業は行わないようにしております。また、感染症の疑いがある場合におきましては、医療機関で受診を行わせております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○6番（根本 譲君） わかりました。その旨の対応はしているということでもあります。実は、今回浜松で起きたノロウイルスに関しましては、ウイルス感染者にしても、感染症状を示さない不顕性感染が認められております。生活環境において、その点について自覚が必要であります。例えば、家族の中に小児や介護を要する高齢者がいたり、下痢、嘔吐等の症状を呈している場合などについても、施設長に対してその旨の報告は行っているのかどうか、伺います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。家族の中に例えば感染性胃腸炎などの疑いの者がいる場合がございますが、医療機関で受診を行っていただき、さらに、その家族が回復するまで勤務を自粛していただいております。その後、家族が回復後、もう一度医療機関で受診を行っていただきまして、特に問題がないという状態が確認できたところで仕事に従事していただくようお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○6番(根本 譲君) かなり万全な態勢はノロウイルスに対してはとっているということであり
す。では、お聞きしますが、去年1年間、ノロウイルスらしきもの、そういった事例が何件報
告されているか、伺います。

○議長(岩瀬義信君) 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長(軽込貫一君) お答え申し上げます。平成25年4月から26年2月まで、約1年間でご
さいますが、市内10校の小中学校でノロウイルスを含む感染性胃腸炎及びその疑いということ
で欠席した児童・生徒の総数41名と報告をいただいております。以上でございます。

○議長(岩瀬義信君) ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○6番(根本 譲君) この41名に対しまして、それ以上広がりがなかったというのは、先ほど答
弁いただきました万全なノロウイルスに対しての態勢をとっていたからこそかと私は理解して
おります。

最後に質問いたしますが、これは教育委員会として果たしてできるのかどうなのか疑問で
ありますが、食品納入業者に対しての衛生指導ということでもあります。今回の浜松の事件はパン
の納入業者が保菌者だったと。そこから広がって、ノロウイルスに1,000人以上が感染したと
いうことでもあります。結構この立入検査というのは難しいものであります。私も同じような職業
をしておりまして、業者に対しての立入検査というのは反発を買います。それにもめげず
に、もし出たときの責任は市がとらなければいけない、教育委員会がとらなければいけない
という点で、私はかなり厳しい姿勢で臨んでいただきたいと思いますのでありますけども、まず食
品納入業者に対しての衛生指導についてはどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長(岩瀬義信君) 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長(軽込貫一君) お答え申し上げます。食品の納入業者に対する指導についてござい
ますが、まず、千葉県学校給食会から、パン、米飯、麺類等の委託加工業者につきまして、年1
回の施設の点検及び従業員の衛生管理状況の確認をしております。また、年1回、保健所の検
査も実施しております。さらに、年2回の衛生管理講習、それから衛生管理の通知、食中毒防
止についての通知、それからパン委託業者につきましては、試料を採取いたしまして、品質管
理担当者による審査の実施等もしております。特に浜松市の集団発生以来につきましては、ノ
ロウイルスによる食中毒防止ということで、毎日の健康管理、手洗い、手袋の使い方、食缶、
パン箱の清掃・消毒等について通知を行っているところでございます。以上でございます。

○議長(岩瀬義信君) ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○6番(根本 譲君) ありがとうございます。今後ますますこういった事件が起きないことを万
全の態勢でお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(岩瀬義信君) これをもって根本 譲議員の一般質問を終わります。

続きまして、藤本 治議員の登壇を予定しておりましたが、本日欠席の通知がありました。

散 会

○議長(岩瀬義信君) 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

明3月5日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午前11時52分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問